

※運動部活動運営ガイド-改訂版-（愛媛県教育委員会 HP 掲載）を必読

部活動指導員対象



愛媛県部活動指導マニュアル

Ver. 1



愛媛県教育委員会

令和7年3月

■ 学校部活動について（学習指導要領※1）

【中学校：第1章第5の1のウ、高等学校：第1章第6款1ウ】

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養^{かん}等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

■ 部活動の意義及び運営上の留意点（学習指導要領解説総則編より）

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感^{かん}の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、（中略）各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと

※1 全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といいます。「学習指導要領」では、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。

⑥-2-1	大会・発表会等の引率の勤務	……8
⑥-2-2	大会・発表会・練習試合・ 合同練習等の参加	……8
⑥-3	校外の施設を利用する	……8
⑥-4	その他	……9
⑦	体罰・ハラスメントの禁止	……10
⑧	部活動指導員、外部指導者の立場	……17



※学校側との事前確認事項

- ・ 任用条件（職名・期間・業務内容・勤務日・給与・サービス・保険等）
- ・ 学校職員としての立場について
- ・ 学校の教育方針及び部活動運営に関する規則、生徒指導に係る内容を含めた校則全般、学校生活（生徒）の流れ、学校が定めている危機管理マニュアル、「報告・連絡・相談」の窓口と手順等
- ・ 教職員対象の校内倫理研修及び指導者研修会について
- ・ 部の指導体制及びポジション（主たる顧問、副顧問等）
- ・ 顧問間の情報共有（指導方針、成績目標、部内の役割、担当業務、安全管理体制、緊急時の対応等）
- ・ 保護者、関係団体等との連携状況

①顧問としての姿勢

部活動は、顧問等の監督・指導の下で、その意義が十分発揮されるように学校において計画する教育活動として適切に行われなければならない。生徒と正面から向き合わず、「指導しない」、「間違った内容を教える」、「考えさせず指示だけ与える（答えだけ与える）」ことは、好きなスポーツや文化・芸術活動等でさらに向上したいという生徒の意欲を喪失させることにもつながる。

生徒に寄り添い、一緒に汗を流し、努力を重ねながら、粘り強く成長を促す姿勢を持つようにする。

■顧問としてあるべき姿 8つのポイント

- 1 明確な指導理念を持つ
 - ・ 生徒に何を身に付けさせるのか、はっきりさせる
 - ・ 指導の柱となる考えや方針を持つ
 - ・ 生徒の自主性を尊重しつつ、指導すべきことは指導する≠放任
- 2 常に安全を確保し、生徒が安心して活動できる環境を整える
 - ・ 生徒の健康面、安全面を最優先に計画を立案し、環境を整え、適切な指導を行う。
- 3 生徒に寄り添いながら、共に活動する
 - ・ 積極的に生徒に声をかけることを心がける
 - ・ 生徒から学び、共に成長する姿勢を持つ

- 4 生徒の個性と自主性を尊重し、柔軟に対応する
 - ・生徒に指導者の価値観を強制しない
 - ・「できないこと」だけに着目せず、粘り強い指導を心がける
 - ・生徒の期待に応えられるよう、新たな知識等を積極的に収集する
 - ・生徒の個性を尊重し、個に応じた指導を行う
- 5 生徒の発達段階を鑑み、豊かな人間性を育む視点を持つ
 - ・勝利至上主義に偏らない指導を心がける
- 6 学業と部活動を両立させることのできる活動計画を立案する
- 7 真摯な姿勢で、先輩顧問や同僚指導者等から学ぶ
- 8 生徒に責任転嫁しない

②顧問としての役割

●管理の側面

- 年間、(学期間、)月間(、週間、1日)の活動計画の作成
- 施設・用具の管理(整備、補充、修繕)と安全の確保
- 部員の健康状態(身体面、精神面、社会面)の把握
- 養護教諭や医療機関との連携及び情報共有
- 予算の確保(手続等)と管理
- 部員名簿(緊急時の連絡体制等の確認を含む)の作成
- 部活動顧問会議への出席
- 管理職への報告・連絡・相談
- 広報活動(部活動通信等の配布、活動状況の発信)
- 保護者会の開催及び運営
- 関係機関等(保護者、競技・活動団体、地域団体)との連携
- 中体連、高体連、高野連、高文連等との連絡及び調整
- 大会や対外試合、コンクール等への参加・引率に係る事務手続き
- 合宿や主催行事の開催等に係る企画及び事務手続き

●指導の側面

- 部員の観察(健康状態の把握、励まし、動機付け等)
- 実技指導(専門的な知識や技術に関する指導、助言)
- 施設・用具の使用に係る指導
 - (使用方法、整備方法、片付け場所、保管方法等の指示)

- 部員の事故防止と安全確保に係る指導
- 部員の健康指導
- 部活動日誌等の活用と整理（顧問のコメント記入等）
- 大会、対外試合、コンクール、合宿等の引率及び指導

※生徒指導的側面

- 時間を守る
- 礼儀正しく（挨拶の励行）
- 仲間（相手）を尊重し思いやる態度
- 道具の大切さ、感謝の気持ち

※外部人材が顧問として求められる資質・能力

- 学校組織の一員としての自覚と情熱
- 指導者としての使命感や誇り、生徒に対する愛情
- 専門的な指導技術、教育者としての見識と人柄を備えていること
- 勝利至上主義に陥らず、生徒の成長過程を重視する視点
- 生徒の尊厳を尊重する姿勢
- 粘り強く諭し、指導するためのコミュニケーション能力
- 報告・連絡・相談の確実な実施、情報共有
- 守秘義務を守り、行動に責任を持つこと
- 適切な指導者資格や高段位の所有
- 高い規範意識（体罰やハラスメントの禁止）

③ 活動に向けた準備

③-1 活動日・活動時間について

「愛媛県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（令和5年9月愛媛県）に準拠し、

- ・学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。祝日が重なり連続して週休日が続く大型連休などは、生徒の健康面を配慮し、適切な休養日を設定する。

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

③-2 活動計画の提出

部活動は、学校長がその計画を承認することによって学校管理における活動として認められるため、各学校で定められている規定に従い、年間計画や月間計画等を提出する。

また、計画を作成することに合わせて部の活動目標やルールを設定し、目的意識を明確にして活動を始めるようにする。

●活動目標・ルール設定における留意事項

- 学校の教育方針(生徒指導の方針)に沿っているか
- 生徒の実態に合ったものか
- 保護者の願いや地域の期待が反映されているか
- 欠席の報告方法や準備、片づけ、部室の使用に関することなど、日々の活動に係るルールや取り決めが明確になっているか

○新入生への配慮

- ・ 入部前の見学や仮入部期間を設け、体験できる機会を設ける
- ・ 入部当初は体力に合わせた無理のない活動とし、早めに帰宅させる
- ・ 種目や活動の特性に触れさせ、楽しさを感じさせる
- ・ 部のルールや約束事は、時間をかけて定着を図る
- ・ 上級生からの指導が理不尽なものにならないよう気を配る

③-3 活動前にすること

顧問は、原則活動開始前に活動場所に到着し、準備をする。

③-3-1 活動中止の判断

□活動開始前の中止決定

悪天候の場合(暑さによる熱中症情報にも注意)や、感染症の流行等により活動の実施が困難な場合は、管理職と協議し、部員全員に連絡する。

※台風の接近や、感染症が流行している場合等、活動日前に判断が可能な場合は、当日を待たずに中止決定をして連絡をする。

□活動開始後の判断

天候の悪化や熱中症指数の上昇、参加者の体調など様々な要因に

よって活動継続が困難な場合は、管理職と協議し、活動の中断あるいは中止の判断をする。(部員の健康、安全を最優先)

※中止の判断をして帰宅させる際は、必ず自宅に入ることができるか確認する。自宅に入ることができない部員は、保護者に連絡し、迎えを依頼する。部員が迎えを待つ間は顧問も待機する。

③-3-2 施設の開錠

正門や使用する施設及び保健室(緊急対応用の部屋)等が施錠されている時は、事前に確認した手順に従って鍵を開ける。

※開錠の手順等は各学校で異なるため、必ず事前に確認する。

③-3-3 部員の確認・健康観察

活動開始時刻になったら、出席確認及び健康観察を行う。健康観察については、活動日誌等に記録を残しておく。

※参加者の健康観察は、活動開始前に必ず実施すること。

事前連絡なく活動開始時刻までに活動場所に集合していない部員がいる場合、速やかに状況を確認する。

安否の確認が取れない場合は、他の部員への聞き取りや校内での情報共有・情報収集を行い対応する。休日等に確実な安否確認が困難な場合、管理職及び保護者に報告するとともに〇〇〇〇(〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)に連絡をする。※〇〇〇〇は、学校と調整

○活動日誌の記載内容(例)

- ・日時 ・活動内容 ・出席状況 ・健康状態
- ・達成度 ・課題 ・課題解決に向けた方策
- ・顧問のコメント 等

③-3-4 活動環境の確認

使用する施設、用具等に不具合が無いか確認する。また、夏期は熱中症指数計を用いて活動が可能な環境かどうかを確認する。

□施設・用具等に不具合が見つかった場合

施設に不具合が見つかった場合、その不具合によってケガや事故が発生する恐れがある場合は、管理職と協議し、活動場所を変更するか、中止の判断をする(中止の対応は③-3-1に準じる)。また、施設の不具合はその箇所を特定し、不具合の状態が分かる

ように学校関係者に報告する。

※その後の対応については、学校関係者が行う。

用具等に不具合が見つかった場合は、直ちに使用を止め、代替の用具等で活動を継続する。代替の用具等の用意ができず、活動の継続ができない場合は中止の判断をする(中止の対応は同上)。

④ 活動中の流れ

部員の過度な負担とならないよう、活動内容を決める。

④-1 活動中の体調不良やケガについて

活動中の体調不良やケガは、養護教諭と連携の上、対応する。養護教諭が不在の場合は、管理職に報告し、保健室(緊急対応用の部屋)の救急セット等で対応する。ただし、顔や頭部、頸部のケガについては応急処置を行い管理職に報告の上、保護者に迎えを依頼する(必要に応じて病院の受診を勧める)。判断が難しい場合は、躊躇せず、直ちに救急搬送の手配をする(救急車を手配した後、速やかに管理職と情報共有し、保護者にも一報を入れる)。その他、活動の継続が難しい場合についても、保護者に連絡の上、場合によっては救急搬送の手配をする(管理職と必ず情報共有)。

熱中症が疑われる場合は、国及び関係機関から示されているマニュアルや学校で定められている「危機管理マニュアル」に従い、保健室(緊急対応用の部屋)で休養させる。休養させる場合は、部員を一人にしないようにする。水分を自分でとれない場合や心身に明確な異常が認められる場合は、躊躇せず、直ちに救急搬送を手配する(管理職と必ず情報共有)。

※症状が回復した場合でも、一人で帰宅させず、保護者に連絡し、帰宅方法を相談する。

◎学校の管理下において、部活動中に部員に負傷等の事故が発生した場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用となるため、養護教諭に申し出る等、必要な手続きを指示する。

⑤ 活動終了後にすること

⑤-1 後片付け

活動で使用した用具等を倉庫や部室など、然るべき場所に片付ける。部員が施錠を行う場合でも、顧問（指導者）が必ず施錠されているか確認する。

※用具を紛失しないよう管理をしっかりと行う。

⑤-2 健康観察

活動終了後、必ず健康観察を行い日報等に記載する。体調不良者やケガについては、必ず保護者に連絡する。帰宅方法（自分で帰る、迎えなど）については、必ず本人に確認し、状況によっては迎えを依頼する。

⑤-3 施錠について

体育館、武道場、教室、部室等室内については必ず消灯し、窓及び出入口を施錠する。

※部員だけでは鍵の閉め忘れが多いので、適宜指導を行う。

鍵については、顧問（指導者）が管理する。活動終了後、校内に誰もいない場合は、校舎・保健室・門の施錠を行う。必要に応じて、セキュリティーの施錠を行う。（学校で定められたマニュアルを参照）

⑤-4 活動日報等の整理

活動日報等を作成し、次のことを整理するとともに顧問（指導者）間で情報共有をする。

- ・活動日、活動時間、顧問（指導者）名
- ・活動場所
- ・活動人数
- ・活動内容（箇条書きにするなど簡単なメモ）
- ・健康観察（事前・事後）

※体調不良者などは個別に分かるよう記載

⑥ 活動場所の変更

⑥-1 練習試合・合同練習で他の場所で行う場合

活動場所や活動時間については、活動計画に反映させる。

※活動計画から変更となる場合は、原則その前の週の活動時までには伝

える。その際、欠席者に必ず伝わるように配慮する。

活動場所への移動については、次のことに気を付ける。

- ・移動手段の確認を行う（公共交通機関・自転車等）
- ・公共交通機関を利用する際は、駅名やルート、交通費を確認する。
- ・公共交通機関利用時のマナーについて指導を行う。
- ・（移動時間を含めた）帰宅予想時刻を事前に保護者に伝える。
- ・現地集合（解散）の場合は、必ずその旨を保護者に確認する。
- ・活動や大会で使用した用具については、平日の活動に影響がないように、当日に返却できるよう対応する。

⑥-2 生徒引率、合同練習への参加

⑥-2-1 大会・発表会等の引率の勤務

引率顧問として大会・コンクール等に参加し、部員を引率した場合、引率時間は全て勤務時間となる。

※復命書等には引率時間を適切に記入する。

例：8時学校集合、部員とともに大会会場へ移動

⇒ 大会終了後17時45分に現地解散の場合

= 引率時間9時間45分から休憩時間の1時間分を減らした
8時間45分が勤務時間)

※会場への移動について、部員を引率している場合（部員と一緒に移動している場合）は、勤務時間に含まれる。現地集合や勤務地から自家用車等で活動場所に行く場合は勤務時間に含まない。ただし、勤務地から用具を運搬する際は、勤務時間に含まれる。

※勤務実績の整理は、顧問（指導者）同士や事務担当者と確認し、適切に整理する。勤務が認められるのは、部員の引率にかかわるものであり、大会運営に関わる業務は除く。

⑥-2-2 大会・発表会・練習試合・合同練習等の参加

学校外で活動する場合は、必ず出張同等で事前に申請し校長の許可を得る。ただし、大会や発表会で参加費が必要となるものについては、事前に顧問（学校関係者）や事務担当者と確認の上、対応する。

⑥-3 校外の施設を利用する

学校外の施設を利用する場合は、その施設の利用許可を必ず取得する。その際必要な費用は、事前に顧問（学校関係者）や事務担当者との確認の

上、対応すること。

※費用を部員（保護者）が負担する場合は、その旨を連絡する。事後、明細等が必要な場合があるため、施設使用料等の明細は保管しておく。

⑥－４ その他

けがや体調不良等による緊急対応や解決が困難な内容について緊急対応が必要な際は、管理職に報告するとともに〇〇〇〇（〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）に連絡をする。※〇〇〇〇は、学校と調整

⑦ 体罰・ハラスメントの禁止

■体罰の禁止について

【学校教育法第11条】

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。

ただし、体罰を加えることはできない。

体罰については、上記のように学校教育法で禁止されている。部活動の指導者は教職員に準じる立場であることを認識し、法令に則った指導を心がける。

■体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為 ※抜粋）

【学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例（文部科学省）】

○身体に対する侵害を内容とするもの

- ・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

平素から、いかなる行為が体罰に当たるか正しく理解し、部員への指導で困難を抱えた場合は、個人で抱え込まず、積極的に学校関係者等へ報告・相談する。

■ハラスメントの禁止について

行為者の意図にかかわらず、相手方に不利益や損害を与え、若しくは個人の尊厳又は人格を侵害する行為

○職場における代表的なハラスメント

- (1) セクシャル・ハラスメント
- (2) パワー・ハラスメント
- (3) マタニティ・ハラスメント

■わいせつな行為の禁止について

【愛媛県教職員の懲戒処分の方針】

児童生徒性暴力等をした教職員は、免職とする

○教員にまず第一に求められること

- ・生徒の安全安心を確保すること

※その立場にあって、生徒あるいは生徒の年齢に当たる者に対するわいせつ行為については、情状酌量の余地は全くない

昨今パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等、様々なハラスメントが社会問題となっている。一般的には、職場内の問題として取り上げられることが多いが、これらは、部活動の指導者間、また指導者と生徒の間でも十分気を付けるべき事柄である。

ハラスメント行為は、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける、人権に関わる許されない行為であり、秩序の乱れや活動への支障、貴重な人材の損失にもつながるため、対外的な評価にも深刻な影響を与えかねない大きな問題である。また、わいせつ行為は犯罪であり、いかなる場合も情状酌量の余地のない許されない行為であることを肝に銘じる。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和3年6月4日公布

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、**基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）**、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、**児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（データベースの整備等）**、**特定免許失効者等に対する免許状授与の特例等**について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、**令和5年4月1日**。

定義（ポイント）

- 児童生徒性暴力等**（第2条第3項）：
 ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること、
 ② 児童生徒等にわいせつ行為をすること又はわいせつ行為をさせること、
 ③ 刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、
 ④ 痴漢行為又は盗撮行為、 ⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ
 ※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**
- 児童生徒等**：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者
- 教育職員等**：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員
- 特定免許状**：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

法が定める各施策

- 基本的な指針**
- 各施策を総合的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条）
 - ※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。
 - 法に定める内容の他、右の内容等を明記。

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**（第13条・第14条）
 - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されなければならないこと等を啓発
- **特定免許失効者等に関するデータベース**（第7条・第15条）
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県 教委による迅速な記録の実施教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**（第16条）
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**（第17条）
 - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**（第18条・第19条）
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護・支援**（第20条）
 - ⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

教育職員免許法の特例

- **特定免許失効者等に対する再授与**（第22条）
 - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**（第23条）
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えたと者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

令和5年7月13日、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正に伴い、教育職員等による児童生徒性暴力等を明確に禁じる規定が置かれ、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは全て法律違反となった。部活動という教育活動に携わる職員として、このことを改めて確認する。

次に示すチェックリストにより、体罰・わいせつ行為等に係る定期的なチェックを行い、予防と意識の高揚に努めるようにする。

学校部活動における 生徒指導チェックリスト

令和5年1月
愛媛県教育委員会

体罰

児童生徒を指導しているときに、つい感情的になり、児童生徒の対応に冷静さを失ったために体罰を行ってしまう、という傾向が見られます。

体罰防止のためには、個々の指導者が指導の質を高めるだけでなく、指導者間で生徒指導についての共通理解を深め、学校又は部活動全体で組織的に指導を行う必要があります。

- 体罰は、児童生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為であることを認識している。
- 学校教育法第11条*により「児童生徒に対する懲戒」としての体罰が禁じられていることを認識している。
- 懲戒の内容が、有形力行使のもの（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当することを理解している。
- 懲戒の内容が、侮蔑的な言動により精神的苦痛を与える行為と判断された場合も、体罰に該当することを理解している。
- 部活動の指導に関わる指導者同士で、児童生徒の指導方法の改善等について、日頃から情報や意見交換を行い研鑽に努めている。
- 児童生徒とのやりとりでカッとなったときは、6秒数え、怒りに関する反射的行動を抑ええるアンガーマネジメントを行うなど、児童生徒への指導の際に発生する様々な状況を想定し、冷静に対応できるよう具体的なシミュレーションを行っている。
- 問題行動を起こした児童生徒を個別に指導するときは、閉めきった部屋で行わないようにするか、複数の指導者等で対応するようにしている。
- 問題行動を起こした児童生徒を指導するときは、一部の指導者に任せず、他の指導者や顧問教諭等とともに、学校全体で組織的に指導にあたることとしている。
- 児童生徒から体罰被害の訴えがあった場合に直ちに学校の管理職等に報告しなかったり、体罰の場に同席しながら体罰を制止しなかったり、体罰を目撃しながら許容したりする指導者に対しても、責任が問われるということを理解している。
- 厳しい指導により実績を残していることなどを理由に、体罰を行うことを児童生徒や保護者等に同意させるなど、体罰を伴う指導を正当化しないようにしている。
- 中体連や高体連により体罰根絶のための全国共通ルールが制定されていることを理解している。

【*参考】

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

わいせつ行為等（対児童生徒及び18歳未満の者）

児童生徒等へのわいせつ行為及びセクハラは、指導者という立場を利用して行う卑劣な行為であり、絶対に許されません。児童生徒が、嫌でも断れず、我慢してしまう場合があります、そのような場合は、発覚が遅れ、行為が長期化することで被害が深刻になってしまいます。

早期発見、未然防止のために、小さなことでも相談しやすい環境の整備がとても大切です。

- 児童生徒へのわいせつ行為等は、指導者という立場を利用して行う卑劣な行為であるとともに、社会に対する重大な背信行為であることを理解している。
- 児童生徒がわいせつ行為等を受けた場合、指導者から受けた行為に混乱し、嫌でも断れないなど、明確な意思表示ができない場合が多いことを理解している。
- 仮に児童生徒から恋愛感情や好意を寄せられたとしても、指導者と児童生徒は、「教育育てる側」と「学び育つ側」としての関係性が大前提であることを忘れずに、児童生徒とは指導者として関わっている。
- 児童生徒等に対するわいせつ行為等は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」や「愛媛県青少年保護条例」、「児童福祉法」などの法令にも違反する重大な犯罪行為であることを認識している。
- みだりに個別指導を行ったり、特段の必要がないのに私有車に乗せたり、自宅に招いたりするなど、児童生徒と一対一となる状況がわいせつ行為等の温床になっていることを知っている。
- やむを得ず、閉め切った室内等で児童生徒を指導する場合は、一対一にならないようにするか、窓、ドア、カーテン等を開放した状態にしている。
- 宿泊を伴う引率業務の際には、児童生徒をみだりに自分が宿泊する部屋に入れないようにしている。
- 運動部等の指導において、指導者によるマッサージ行為等は行わないようにしている。また、児童生徒に自分の体をマッサージさせないようにしている。
- 児童生徒を指導する際、不必要に児童生徒の頭、肩、腕など身体に触れないようにしている。
- この程度のことは、相手も許容するだろうという勝手な憶測による表現や無意識の言動であったとしても、相手が不快に感じれば、セクハラにあたることを理解している。
- 同じ部活動の指導者等が特定の児童生徒に対する指導や接触等を不自然に繰り返していると感じた場合は、他の指導者や顧問教諭等と一緒に状況を確認して必要な対応をとっている。
- 児童生徒がわいせつ行為等の被害を受けている、またはその疑いがあるという噂を聞いたときは、噂の具体的な内容を確認するとともに、学校の管理職等に報告している。

児童生徒等との SNS 等のやりとり

県教育委員会では、業務的連絡や相談等以外の児童生徒に個人的に過度に踏み込んだ内容を含んだ電子メールや SNS 等による私的なやりとりを禁じています。業務上必要なやりとりであっても、顧問教諭をはじめ、他の指導者と共有し、組織的に対応しなければなりません。

- 県教育委員会では、児童生徒との電子メールや、SNS 等による私的なやりとりを禁じていることを理解している。
- 児童生徒からの相談をきっかけに、特定の児童生徒に対して、過度に踏み込んだ私的なやりとりが始まり、「何とかしてあげられるのは自分だけだ」という歪んだ認識となった結果、わいせつ事案に発展したケースが全国的に多く発生していることを知っている。
- 電子メールや SNS 等を介した児童生徒からの相談等においても、決して自分一人で解決しようとせず、指導者間で必ず情報共有するとともに、他の指導者や顧問教諭等と連携して対応するものと認識している。
- 業務連絡等に限ったやりとりの中で、仮に児童生徒から恋愛感情や好意を寄せられたとしても、指導者と児童生徒は、「教え育てる側」と「学び育つ側」としての関係性が大前提であることを忘れずに、児童生徒とは指導者として関わっている。
- スマートフォン等の普及により、電子メールや SNS 等を用いることで、児童生徒への業務連絡等が容易になる一方で、「周囲の目」が届かない場であることを理解している。
- 児童生徒との電子メールや SNS 等によるやりとりは、閉め切った個室における一对一の状況下と同じ意味合いであることを理解して、指導者としてふさわしい適切な言葉遣いや表現をしている。
- 児童生徒からアドレス等の連絡先を収集する際は、顧問教諭等に報告するとともに、保護者の同意を得ている。

⑧ 部活動指導員と外部指導者の違い

○部活動指導員

部活動指導員	
「会計年度任用職員」として県教育委員会が任用	
単独指導	○ 「単独指導・単独引率」が可能。部活動の顧問を命じることができる。 ※部活動指導員の下での移動・活動中の事故は、スポーツ振興センターの災害共済給付の対象になる。
指導時間	県立学校(中等教育学校後期課程含む):336時間以内 県立中等教育学校(前期課程):210時間以内
報酬	1,806円/時間
交通費	普段の練習及び公式戦(高体連主催の総体・新人戦、高文連主催の行事等)の交通費を支給 ※ただし、公共交通機関は不可
保険加入	全額県費負担により加入
採用期間	4月1日～3月末
文化部指導	○
運動部指導	○
「えひめマナビイ人材バンク」への登録	登録必須
部活動指導者研修会 校内研修(倫理研修)	受講必須
その他の条件	・勤務日数:週3日以内 ・勤務時間:平日2時間、休日3時間以内 ※原則、部活動ガイドラインに沿った活動での指導 ・期末手当:なし ・退職手当:なし
配置基準	次の①～③の全ての基準を満たしている部活動 ①顧問教員が次のいずれかに該当する部活動の中から、県教育委員会が決定する。 (1)担当する部活動の経験がなく、専門的な指導ができないこと。 (2)部員数が多い又は活動内容が多岐にわたる等、個に応じた指導が困難であること。 (3)校務分掌において、教務主任等組織を取りまとめる役職に就いていること。 (4)初任者(採用後初めての勤務校)であること。 ②配置する部活動の顧問教員の負担軽減と競技等の成績の向上が図られると県教育委員会が認めるもの。 ③配置する部活動指導員が、過去に外部指導者等の立場で学校の部活動を熱心に指導した実績があること。

○外部指導者

外部指導者	
顧問教諭等と連携・協力しながら技術的な指導をサポートするコーチ等として、各学校で採用	
単独指導	× 「単独指導・単独引率」は不可。 ※(一時的に顧問教諭等が他の業務のために活動場所を離れるなど)外部指導者のみの練習で、生徒がケガ等の事故を起こした場合であっても、所属長が認める活動におけるものであれば、スポーツ振興センターの災害共済給付の対象になる。
指導時間	●160時間を予定(県の補助対象者の目安)。補助希望申請の多寡により毎年変動
報酬	●1,000円/時間
交通費	●普段の練習における旅費を支給。ただし公共交通機関、公式戦や練習試合は不可
保険加入	●全額県費負担により加入
採用期間	●5月1日～3月末(県の補助期間の目安)
文化部指導	○
運動部指導	○
「えひめマナビイ人材バンク」への登録	●登録必須
部活動指導者研修会 校内研修(倫理研修)	●受講必須 校内研修は県の補助の有無にかかわらず必須
その他の条件	・勤務時間:平日 1回あたり2時間程度 休日 学校長が認める指導時間
配置基準	●顧問教員が次のいずれかに該当していること ①初任者等で指導経験が十分でない者 ②指導している競技・文化芸術活動の経験がない者 ③指導している競技・文化芸術活動の指導経験がない者 ④校務多忙で十分な指導が行えない者

◎外部指導者は各学校の裁量で委嘱することが可能

表中の●は、学校が県へ経費の補助を申請する場合。学校の単独予算等で配置する外部指導者はこの限りではない。

